

種区で 土地改良法一部改正法案

種雄豚の飼育者は、今年から制定された岡山県種雄豚検査条例に基づいて検査を受けることとなりました。

この検査は毎年定期的を実施することとなり、検査に合格した種雄豚には種雄豚証明書を交付するとともに雄豚に耳標を装着することとしています。

本年度の検査は5月3日から6月30日にわたって実施しました。

ちなみに合格基準を列記しますと次のようです。

一、次のような伝染性疾患および遺伝性疾患ならびに繁殖機能障害を有しないこと

- 1、伝染性疾患＝牛疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、気腫疽、出血性敗血症およびブルセラ病ならびにこれら伝染性疾患の疑症
- 2、遺伝性疾患＝緑内障、白内障および遺伝性の奇形
- 3、繁殖機能障害＝睾丸炎、陰嚢、陰茎麻痺、陰茎の彎曲および折傷、陰茎または龟头血液瘻、包皮口の肥厚および狭窄、精液のうっ積ならびに睾丸、前立腺、精のう等の發育不全

二、血統が明確で種類の特徴を備え正常な發育をしていること

三、生後8ヵ月を経過していること

以上のすべての要件に該当している雄豚は種雄豚として種付けをすることができるものですが、その繁殖成績について種雄豚の飼育者は毎年1月31日までに月別の種付雌頭数および産子数等を種雄繁殖成績報告書にとりまとめて報告することと

なっています。

なお、検査に当っては受検豚の飼養管理の注意事項等の指導を行なうとともに、検査の成績が三級で合格したもの、および不合格になったものについては関係者にその理由を説明して、将来の種雄豚選定の指針を与えることとします。

また、検査の例外として種付けを業としている者が飼養する種雄豚は原則として家畜改良増殖法中、四条第一項の種畜検査のさい併せて実施することとしています。